美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）について

条例制定の背景

本町では、2050 年度温室効果ガス排出量実質ゼロの目標に向け、個人住宅への太陽光発電設備導入に対する助成など再生可能エネルギーの利用推進に取り組んでいるが、本町の自然環境と生活環境の保全を図りながら、さらに再生可能エネルギー発電設備の適正な設置等を進めるため、美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）を制定する。

条例案の概要

１　目的

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー発電設備の「適正な設置・管理」を規定し、豊かな自然環境と町民の安全・安心な生活環境を守りながら、地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

２　基本理念

目的を果たすため、町民・町・事業者・土地所有者が協力して適正な再生可能エネルギーの創出を目指し、持続可能なまちづくりを進める。

３　対象となる再生可能エネルギー発電設備

●太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備（送電用の電柱等は除く）。

●出力10kW以上が対象。ただし、建築物の屋根・屋上に設置するものは対象外。

●出力が10kW未満の発電設備において、２以上の発電設備を同一事業区域に設置することにより合計出力が10kW以上になる場合は対象。

４　条例で定める主なルール

（１）再生可能エネルギー発電設備が設置できない区域

・地すべり防止区域（地すべり等防止法）

・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

・保安林（森林法）

・砂防指定地（砂防法）

・埋蔵文化財の包蔵地域（文化財保護法）

・国立公園（自然公園法）

・その他町長が必要と認める区域

４　条例で定める主なルール

（２）事業手続き

【設置前の手続き】

事前協議（町に事業内容を協議協議）

→

町民説明会（近隣地域に事業計画の内容について説明）

→

実施の届出（事業計画を町長に提出）

→

【設置の手続き】

工事の届出（着手するとき、完了したときの報告）

→

【発電の事業】

維持管理等の報告（発電施設の維持管理の状況等を報告、災害・事故等の報告

→

廃止・承継（発電施設の撤去又は承継の届出）

５　町による管理

●必要に応じ、町長が報告を求めたり、現場に立ち入り調査ができる。

●指導・勧告に従わない場合は、事業者名などを「公表」することができる。